

児童手当からの申出徴収のご案内

1 制度の趣旨

児童手当には、学校給食費を納め忘れてしまったとき、その納め忘れた分を差し引いて（天引き）支給する制度があります。この制度を利用するには、保護者の皆様に申出書を提出していただく必要があります。学校給食費に未納を発生させないため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

2 制度の概要

- (1) 納め忘れがない限り、児童手当から天引きされることはありません。
- (2) 児童手当を受給される方から、申出書を提出していただく必要があります。
- (3) 申出は、文書により、いつでも変更・撤回することができます。
- (4) 水戸市から支給される全ての児童手当が、天引きの対象になります。
- (5) 納め忘れが解消されるまで、継続して天引きします。

3 申出書の提出

次の区分に従って、児童生徒おひとり様につき 1 枚ずつ提出してください。

No.	区分	提出先	提出時期
1	就学前	学校	新入学児保護者説明会
2	転入生	学校	転入の手続き時
3	在校生	学校または教育委員会	随時
4	卒業生	教育委員会	随時

4 その他

- (1) 申出をいただいても、次に掲げる方は天引きの対象外となります。
 - ① 児童手当が職場から支給される公務員の方
 - ② 水戸市以外の市町村から児童手当を受給している方
- (2) 児童手当の支給月の直近 2 月分の学校給食費は、天引きされません。次回以降の支給時に天引きされます。
- (3) 実際に児童手当から天引きするときは、まず、その金額を児童手当の支給を担当することも政策課から文書でお知らせします。その後、学校給食費を担当する学校保健給食課からそれがどの月の分にあたるかを、同じく文書でお知らせします。
- (4) 事務処理の都合上、次のとおり締日を設けています。
 - ① 新たに申し出るとき 支給月の前月の 10 日
 - ② 申出の変更・撤回をするとき 支給月の前月の 20 日
- (5) 天引きをする額に「納め忘れの額全額」以外の額を指定される場合は、申込書下部の「学校給食費のうち滞納となった額」を二重線で消して、指定の金額を記載してください。

水戸市教育委員会事務局
教育部 学校保健給食課 給食費担当
電話：029-306-8627